

四国電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る「国民の声」で寄せられた主な意見に対する見解

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。  
 ※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。  
 ※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しています。

No.	主な意見	件数	見解
<b>1. 人件費について</b>			
1	<p><b>役員報酬を引き下げるべき／給与水準を引き下げるべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の年3回の期末手当等、経費の削減もせずに市民に負担を強いるのはおかしい。</li> <li>・ 四国電力と言えど年収が高いので、電気が止まってしまったご経験などないのでしょうか。もし値上げが現実となる様でしたら、社員の減給、保養所の売却、どのくらい身を削ったかを公開して欲しい。</li> <li>・ 経費対象人員を削減してきたこととは思いますが、四国電力株式会社の役員、社員の報酬は四国地域の中でトップクラスです。しかし、役員や社員の報酬をカットしたという記事を目にしたことがありません。</li> </ul> <p>電力料金値上げの前に、まずは役員、社員の報酬カットを行なってください。</p>	3	<p>従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、四国電力を除く一部の事業者では、賃上げを織り込んでいましたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。</p> <p>これらの審査及び補正の結果、四国電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。</p> <p>社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。</p> <p>また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する分については減額を求めました。</p> <p>これらの審査の結果、四国電力については、社外役員の給与の一部を減額することとしました。</p> <p>詳細については、第43回料金制度専門会合で示した査定方針案の「6-6. 人員計画・人件費」をご覧ください。</p>
<b>2. 燃料費について</b>			
2	<p><b>燃料コストの削減を行うべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石炭・LNGが空前絶後の高騰しており、生産者とシッパーに巨額の過剰収益が発生している。現在、脱炭素社会を目指す我が国では、特に石炭輸入のための借入を非常に厳しくしている。また、一船当たりの金額が10年前と比べると10倍以上になっており、中小のバイヤーエージェントでは、資金調達に苦労している。この状況でも、バイヤーエージェント業務をシッパーに任せられない場合は、電力会社本体か、その関係会社・子会社にその業務を任せるべきと思慮する。1電力会社分をまとめれば、フィーは20円/tから30円/tでも可能レベル。繰り返すことになるが、ベストは、この業務をシッパーに任せ、その費用は巨大な過剰収益を享受している生産者やシッパーに負担してもらうべきと思慮する。余計なフィーを削減することにより、電力料金の値上げを抑えることが一番大切だと思います。</li> </ul>	1	<p>燃料費の査定では、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求める観点より、石炭やLNGにおいてトランプランナー査定を行っております。詳細については、第43回料金制度専門会合で示した査定方針案の「6-3. 燃料費」をご覧ください。</p>
3	<p><b>燃料費調整制度の上限撤廃を検討すべき／燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限について説明を求める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各社、昨今の国際情勢不安による燃料高騰に伴い申請に至ったと記載されておりますが、それが要因であれば、規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃で対応できるはずですが、値上げを行うのではなく、国に対して制度の変更を依頼し、法改正をもって対応すべきです。規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃に関して、各社もしくは電気事業者連合会等から国に対して何か働きかけを行ったのでしょうか。そしてその結果がどうだったのでしょうか。法改正がかなわない理由は何でしょうか。それらに関する記載は全くありません。取組の結果及び法改正できない理由の回答を求めます。</li> <li>また、今回、燃料調整費単価の算定根拠も変更されておりますが、国際情勢不安は長期化しておりますが、一過性のものであるため、落ち着いた際に元の算定基準に戻すのでしょうか。また、現在の算定根拠の平均となった場合の電気料金は現在の水準となるのでしょうか。見直しを行う場合、明確にどのような手順で再度、見直しを行うのか回答を求めます。「経営が安定化したら」等ゆるい判断基準ではなく、「燃料の平均価格が3ヶ月以上、現在の燃料算定基準を下回ったら」等具体的な明確な見直しの基準を定めなければ、今回の値上げの申請理由と整合が取れないのではないのでしょうか。</li> </ul> <p>回答は以下の内容を具体的にかつ明確に記載をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：燃料調整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと</li> <li>2：1を踏まえて燃料調整費単価の上限の撤廃できない理由</li> <li>3：1、2を踏まえて、値上げに対する経済産業省・資源エネルギー庁の考え方</li> <li>4：燃料の価格が下落した場合は、電力料金を下げる仕組みについての説明をお願いします</li> <li>5：国際情勢が落ち着いた（燃料価格が低下した）際に算定基準を見直す場合は具体的な見直しの判断基準</li> </ol> <p>今回の値上げ申請理由の大きな部分を占めているのは、燃料費の高騰が激しく、燃料費調整制度の上限値に張り付いたために、それを越える部分を電力会社が負担していることによるものです。今回の値上げにより電気料金の上限が上がることとなりますが、燃料費が下がった場合にはどうなるのでしょうか。燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みについて、下げ幅ほどの程度で下限はあるのかなどについても説明してください。</p>	2	<p>燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めたこととしました。この結果、四国電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。</p> <p>その上で、電気規制料金については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別取支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、</li> <li>② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、</li> <li>③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的動向の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。</li> </ol> <p>詳細については、第43回料金制度専門会合で示した査定方針案の「6-3. 燃料費」をご覧ください。</p> <p>燃料費調整制度は、料金改定時に設定した燃料費の単価が、事業者が直接コントロールできない為替レートや国際的な燃料市場の変動による影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を料金に迅速に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的として平成8年に導入されたものです。</p> <p>同制度においては、燃料価格高騰時における消費者保護の観点から、調整上限（基準平均燃料価格の50%増）を設定することとし、電気料金の急激な上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとなっているところ、燃料価格上昇の局面において、消費者保護の観点から、一定の役割を果たしていると考えています。</p> <p>今回の認可申請のように料金の改定を行う時に、全日本通関価格をその会社の燃料構成比で加重平均した基準平均燃料価格を算定し、以後、毎月、全日本通関価格が公表されるごとに、電気料金に自動的に増減する形で反映されていく仕組みとなっています。仮に燃料費が下落し、基準平均燃料価格より燃料価格が低くなった場合には、電気料金が下がることとなり、値下げについては下限はありません。</p>
<b>3. 経営合理化・経営責任について</b>			
4	<p><b>経営努力が足りない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨今の国際情勢不安により、電力会社だけではなく日本国内のすべての企業が影響を受けております。そのような中、一般企業は経営努力等により何とか事業活動を行っております。国の重要インフラであり、事実上地域独占もまだ残っているにもかかわらず、電力会社だけ簡単に国民への負担を強いるような今回の値上げを経済産業省・資源エネルギー庁は認めるのでしょうか。まず、各社でできることを行うべきではないでしょうか。</li> <li>・ 電話の開通手続きは電話がつかりにくい。そもそも初歩的な企業努力をしていないのですから、お客様軽視も甚だしいです。</li> <li>・ 本間に企業努力は限界なのか疑問が残る。例えばB2街区のホテル建設事業、果物の栽培、多岐に渡る子会社など、まず電力事業以外の見直しをすべき。</li> <li>・ 値上げ以前に必要なコストカットを適切に実施しているか極めて疑問が残る。福利厚生については、東証プライム市場のトップ企業と比較しても遜色ないものである。2013年の2月の値上申請時に、国が審査しなかったこのような点についても見直しした上で料金の値上げをお願いします。</li> </ul>	4	<p>経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。</p> <p>なお、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められていません。</p> <p>詳細については、第43回料金制度専門会合で示した査定方針案の「6-2. 経営効率化」及び「6-6. 人員計画・人件費」をご覧ください。</p>
5	<p><b>消費者にわかりやすい説明を求める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求めます。電力会社のホームページやweb検針票の照会ページといった、需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求めます。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、それぞれの料金変更の内容や電気料金への影響（値上げ、値下げ）など、わかりやすく伝えるよう求めます。</li> </ul>	1	<p>料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第28回の四国電力に係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。</p> <p>（参考「料金制度専門会合」：<a href="https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html">https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html</a>）</p> <p>また、料金制度専門会合への資料提出以外に、四国電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、四国電力に対し一層わかりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。</p>

4. 値上げについて	
<p><b>6 値上げはやむを得ない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウクライナ情勢等により燃料価格が高騰している状況において、原価を適正に電気料金に反映することはやむを得ないことであると考える。</li> <li>・今回の 外生的要素が主因となる赤字経営は 酷だと思ふ。</li> <li>・ひとまず申し上げたいのは、値上げ率が高すぎることです。人として最低限の生活を送るためにとても重要な電力を、急に28%も値上げするということは、賃上げの動きも無い今、生活困窮者を生むだけの行為と捉えます。</li> </ul>	<p>3</p> <p>今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、燃料の調達源の多様化などの効率化を求めつつ、適正な水準となるように査定を行いました。</p> <p>詳細については、第43回料金制度専門会合で示した査定方針の「5. 査定方針の概要」をご覧ください。</p>
<p><b>7 値上げ幅が大きすぎる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭に向けての値上げ幅としては大きすぎるのではないのか。</li> <li>・電力会社の困窮もある一定理解しますが、さすがに値上げ幅が大きすぎて、とても困ります。</li> <li>・ひとまず申し上げたいのは、値上げ率が高すぎることです。人として最低限の生活を送るためにとても重要な電力を、急に28%も値上げするということは、賃上げの動きも無い今、生活困窮者を生むだけの行為と捉えます。</li> </ul>	<p>3</p> <p>今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。</p> <p>また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。</p> <p>詳細については、第43回料金制度専門会合で示した査定方針の「5. 査定方針の概要」及び「6-14. レートメーク・約款」をご覧ください。</p>
<p><b>8 値上げ反対/低所得者等への値上げは配慮すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先日値上げしたばかりの電気料金、本当に生活に影響しています。きついです。これ以上電気料金が値上げされるのは本当に困ります。</li> <li>・値上げするにしてもいきなりであり、かつ、現在の生活が保障されない可能性が大きいです。実行するのであれば、もう少し段階的な値上げ、または、エネルギー資源代が落ち着いた場合の即値下げを確約することくらいはしてほしいです。</li> <li>・電気料金値上げは反対です。使わざるを得ない電気料金の値上げは生活が困難になります。</li> <li>・今回の値上げ申請は、政府が電気料金の高騰を抑制するために予算化した7円/kWh（低圧契約の一般家庭・企業など向け）を超え、かつ実施期間が限られているため、政府の対策があってもなお値上げ後の負担が大きくなります。特に低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求めます。</li> <li>・政治家や官僚のウクライナ支援のツケを国民負担された形になるので、どちらの国も賛同しない、明確な立場を表明しなかったら今回の値上げはなかったのではないだろうか疑問に思う。</li> </ul>	<p>5</p> <p>今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めていません。</p> <p>各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。</p> <p>また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。</p> <p>詳細については、第43回料金制度専門会合で示した査定方針の「5. 査定方針の概要」及び「6-14. レートメーク・約款」をご覧ください。</p> <p>電気料金の高騰に対しては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、電気・ガス価格激変緩和対策を実施しています。特に家庭に対しては企業より手厚い支援を行うこととしており、低圧契約については7円/kWh、高圧契約については3.5円/kWhの値引き支援を、今年1月使用分から行っています。加えて、低所得世帯へのエネルギー価格高騰対策支援については、今年3月に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を積み増して5,000億円の低所得世帯支援（1世帯当たり3万円を目安）を設けている他、7,000億円の推奨事業メニューに「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」を位置付けているところであり、これを参考として、すでに自治体において、地域の実情を踏まえた支援の検討が進んでいるものと承知しています。</p>
<p><b>9 国からの支援等を求める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気は「使わない」という選択肢がないインフラです。値上げしても使わなければ我々は生きていけず、一般家庭でこうなので、もっとたくさんの電力を使う会社では、さらなる電気代の負担増で利益を圧迫するため、賃金アップは望めず、もうどう生きていけば良いのかわかりません。一企業の努力の範疇を超えていて、行政支援が不可欠だと思ひますので、政策として、きちんと取り組んでほしいです。</li> <li>・本年の電力供給において赤字等を見受けますが、来年度4月より値上げというのは政府補助が入るのを見越して値上げしているようにしか思えません。昨今リモートワークなどで自宅で仕事をする会社員も増えており、夏場も年々気温が上がりがつある中節電、節電、熱中症などで倒れた際には手当もありません。かと思えば冬場も節電。去年より節電し、イベント対象のパーセンテージを節電したにしても値下げ等の手当があるわけでもなく貰えるものはよんでんポイントなるあまり生活の為にならないポイント2000ポイントのみ。もう少し国民の生活に寄り添う政策をお願いしたいです。値上げするのであればそれ相応のものもしっかりした理由、説明をお願い致します。</li> <li>・2月、3月の国会の中で予算は取れるはず。（無駄な予算、議員削減も視野に入れて）燃料調整額、政府の補助の延長を行うべき。</li> <li>・電力の安定供給のためには、送電網など、設備の点検維持は大変重要であり、安易に予算を削減させてはならない。停電リスクが高くなり、電力の信用不安をもたらす事になる。日本は停電が少ない国であり、安心できる国である。予算を下げすぎて停電が頻繁に起こるような政策はしないほしい。過剰な予算は削減しても、安定供給を脅かす程の削減にはいけない。</li> <li>・オール電化、HV、EV車の普及、推進をしてきたのは政府、大手企業。3.11以降の原発稼働に際しての問題を鑑みても電力が足りない事も明白な中、上記の政策をし続け、電気のない生活を出来ない状態に国民はなっている。先ずは、電力削減する方法はないのか。それだけでも値上げは先延ばしに出来ると思う。政策の1つもないのか。</li> <li>・電気料金に問題が発生していることは何ヶ月も前から分かっていることであり、資源エネルギー庁はその間、何も把握せず、何の対応もしていなかったのかと疑ってしまう。電力会社から申請がなければ、問題を把握していても何もしないつもりか。もっと速く対応すべき重要な問題だと思う。</li> </ul>	<p>6</p> <p>今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。</p> <p>その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう各事業者に求めるなど、適正な水準となるように査定を行いました。</p> <p>また、燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。</p> <p>電気料金の高騰に対しては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、電気・ガス価格激変緩和対策を実施しており、低圧契約については7円/kWh、高圧契約については3.5円/kWhの値引き支援を、今年1月使用分から行っています。加えて、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金については、今年3月に7,000億円を積み増し、その推奨事業メニューに「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」を位置付けているところであり、これを参考として、すでに自治体において、地域の実情を踏まえた支援の検討が進んでいるものと承知しています。</p>



5. 原子力発電について		
<p>10 原子力発電コストに疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力バックエンド費用（核のごみ処理）はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加している理由と今後の見通しの説明を求めます。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべきと考えます。福島第一原発事故後に、原子力発電が安全対策などによりコスト高となり、原子力バックエンドが見通せないこととあわせると、中長期的には原子力発電依存は望まれません。今回の審査に当たっても、原発の利用の検討には慎重を期すべきと考えます。原発の利用については値上げ審査とは別に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、十分な国民的議論のもとに進めるべきです。</li> </ul>	6	<p>電気規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。</p> <p>各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。</p> <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており、周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
<p>11 原子力発電所を再稼働し、国民負担を減らすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力不足・電気代高騰対策として、国民生活を守るために審査を進め、すぐにでも再稼働させるべきだと思う。</li> <li>原子力規制庁は仕事が遅すぎる。10年以上も審査して、対策を追加して、先延ばしばかりやっている。</li> <li>原子力発電を規制するだけ規制し、それに代わる対策を何もとらぬまま、天然ガスを含む原料値上げの煽りを受けて、値上げ。なぜ原発にアレルギーを持ってしまう世の中になったのか。再稼働もできぬままなのか。</li> <li>将来のことも考えると、核融合発電を持つ暇はありません。小型原子力発電の新設を早期に実施してください。</li> <li>もともと火力発電の割合が高く、原子力発電の割合が小さく企業努力が足りていない。料金を上げる前に原子力発電をどんどん再開するべき。</li> </ul>	5	<p>四国電力は、電気規制料金の原価の算定にあたって、伊方原子力発電所3号機の再稼働を織り込んでいます。その上で、原子力発電所の再稼働に係る費用が適正な水準となるよう、厳格かつ丁寧に審査を行いました。</p> <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており、周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>
6. 再生可能エネルギーについて		
<p>12 再生可能エネルギーの導入を推進すべき／再エネ賦課金を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近い将来、水素や自然エネルギーによって電力を確保するべきだと思う。地球のためにも最速で進めてほしい。それで安価な電力を確保できれば、大災害を起こす恐れのある原子力発電は不要である。</li> <li>東京電力の福島第一原子力発電所の事故以降、火力発電の比率が一時的に高くなるを得ない中で、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、電力会社は自らの再生可能エネルギー導入にどれだけ取り組んできたのでしょうか。火力発電への依存を続けてきた結果、今回の燃料費高騰に対処しきれなくなったということはないでしょうか。燃料費高騰による電気料金への影響緩和や、エネルギーの安定確保への寄与なども期待できる再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めてください。</li> <li>再エネ大容量推進のためにあらゆる方向性を試している現状で電力危機が発生し、不安定電源をメイン電源とする政策に破綻が見えてきました。その原動力が全国のエネルギー消費を利用した再エネ賦課金制度。電力広域的運営推進機関が再エネ買取調達額および監査まで一貫し行い国民には見えない状況です。国民の支持を得るために透明性を大事にされているのでありますら、2013年度から月毎の再エネ賦課金単価毎の設備稼働数及び発電量の公表をお願いします。再エネ賦課金の調達実績及び使用先の公開を。</li> </ul>	3	<p>電気規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。</p> <p>各事業者が算定した原価等について、徹底した効率化を求めるなど、厳格かつ丁寧に審査を行いました。</p> <p>周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国では、エネルギー安定供給の確保に向け、S＋3Eの原則の下、再エネ、原子力、火力、水素・アンモニアなど、あらゆる選択肢を追求していくことがエネルギー政策を行う上での基本方針です。</p> <p>その上で、再エネについては、2030年度の電源構成に占める再エネ比率36～38%の実現のため、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組み、関係省庁・機関が密接に連携しながら取り組んでまいります。</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現や、2030年度に再エネ比率36～38%という目標の実現のため、再エネ特措法に基づき再エネ導入に取り組んでいます。その実現に向けて国民負担の抑制と再エネの導入拡大の両立をさせていくことが重要であり、このため、再生可能エネルギーのコストを他の電源と比較して競争力ある水準まで低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していくことが必要です。引き続き、再エネ特別措置法の下、コスト低減に向けた入札制度の活用やFIP制度による電力市場メカニズムの活用を積極的に進め、再生可能エネルギーの早期の自立化に向けて取り組んでまいります。更に、需要家が小売電気事業者及び発電事業者と一体となって取り組むFIT/FIP制度に拠らない太陽光発電の導入促進にも取り組んでまいります。</p>
7. 電気事業制度について		
<p>13 経過措置規制料金を撤廃・是正すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料調整費上限に張り付いた所謂「逆ザヤ」状態で規制料金を提供し続けることは、大手電力と新電力との間における適正な競争を阻害しており、速やかに是正すべきである。消費者保護の意図は理解できるものの、電力が全面自由化した状況において、適正な競争を促進する上で規制料金は必要ではないと考える。</li> <li>自由料金はすでに値上げされており、規制料金だけが優遇されている方が不公平でかい。電力自由化するならば、料金規制は無くすべきである。</li> </ul>	2	<p>電気規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧に審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。</p> <p>経過措置料金の解除の基準として、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という3つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。</p> <p>規制料金については、小売全面自由化を実施した後も、旧一般電気事業者の「規制なき独占による不当に高い料金設定」から消費者を保護する観点から、「経過措置」として、競争が実際に進展するまでは、全国全ての地域において従来と同様に、料金を経済産業大臣が認可する規制料金を存続させることとしたものです。</p> <p>また、規制料金の中で措置されている燃料費調整制度においては、調整上限を設定することとしており、電気料金の急激な上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとなっているところ、消費者保護の観点において一定の役割を果たしていると考えています。</p> <p>一方で、規制料金と自由料金が併存し、需要家が選択可能である中で、燃料費調整制度の上限を超えて燃料価格が上昇を続ける局面において、規制料金が原価割れでの赤字供給とならざるを得ない場合等、新電力が提供する自由料金との競争環境が歪められ、大手電力の独占性が強化されてしまう懸念も指摘されています。</p> <p>こうした課題も踏まえ、引き続き、小売完全自由化に向けて、「経過措置」を解除した後も、その競争の中で需要家が自由化のメリットを得られるような環境整備に取り組んでまいります。</p> <p>また、「規制なき独占による不当に高い料金設定」を防止する為のセーフティネットとしての規制的な料金の在り方については、総合的な観点から検討してまいります。</p>
8. カルテルについて		
<p>14 電力カルテルは厳しく罰すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力カルテルは論外であり、厳しく罰すべきである。</li> </ul>	1	<p>電力自由化による競争促進は重要であり、電力各社による公正な取引を妨げる行為によって、独占禁止法に基づく命令がなされたことは、電力システム改革の趣旨に反するものでもあり、極めて遺憾です。</p> <p>このため、電力・ガス取引等監視等委員会では、関係各社に対して報告徴収を行い、事実関係や再発防止策を確認した上で、電気事業法に基づく対応について、電力の適正な取引の確保を図る観点から適切に検討してまいります。</p>
9. 審査手続きについて		
<p>15 厳正な審査をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気料金値上げ申請をそのまま認めるのではなく、経営効率化でカバーできる部分はないか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないかなど、精緻で納得感のある査定を進め、値上げ幅をできるだけ圧縮してください。</li> </ul>	1	<p>電気規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。さらに、事業者において原価算定に誤りがあった場合は、適正な算定となるよう、補正を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。</p>